

根室市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

根室市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 根室市地域

(1) 現況

本地域は、北海道の最東端に位置し、東西に細長く太平洋に突き出た半島状の地形を成しており、年平均気温は7℃と冷涼であるため、広大な草地を利用した草地型酪農が営まれている。

本地域の農業は、担い手の高齢化と後継者不足により、農地の適切な維持管理や多面的機能の低下が懸念されており、また、過疎地域に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、今後とも農業の振興を図るためには、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項2号に掲げる事業を推進し、安定した農業経営及び環境と調和に配慮した生産活動の実現を図りながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	根室市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。

ア 対象地域

根室市（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

2 集落協定の共通事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領のとおり

3 対象者

中山間地域等直接支払交付金実施要領のとおり

4 その他必要な事項

特になし